

町政を問う！



吉村 忍 議員

主要道路沿いにおける 倒木・山腹崩壊について

問 昨年の7月豪雨は町内各地に大きな被害をもたらせた。

東安下庄の安高から立岩間の道路沿いでは、倒木・山腹崩壊の災害が2箇所発生し、数日間になわたって県道が通行止めとなり、高校生の通学や地域住民の生活に大きな影響を与えた。

その災害が発生した要因の一つとしては、豪雨で地盤が緩み、大きく成長し過ぎた樹木が自重を支えられなくなり崩落したと考えられる。

この現場付近をはじめ、町内の主要道路沿いには、倒木の可能性が高いと思われる大きく成長した樹木が数多く存

在している。

町民の命を守るため、公有地・私有地を問わず、危険な樹木を調査し、ただちに伐採すべきと考ええるが、「一人の犠牲者も出さない」覚悟で、防災・減災対策に関する施策を積極的に推進する周防大島町としての見解を問う。

答 現在、町内には、872路線、総延長473kmの町道があり、道路敷内の危険樹木につい



▲ 昨年の7月豪雨による倒木・山腹崩壊

ては、適正に管理を行っていないか、なければならぬと考え、主要道路において通行の支障となる樹木については、道路維持の予算の中で、計画的に伐採している。

また、道路法面の防災対策については、平成27年度、平成28年度に、道路法面点検業務委託により、危険箇所を把握に努めた。私有地については、まずは地権者の方に適切に管理を行っていただくことが第一と考え

ており、地権者の方にも防災対策に関しご理解をいただきたい。

国道・県道の適切な管理については、なお一層尽力いただくよう、町から県に対し、強く要望していく。

問 道路法面点検の結果及びその対処は？

答 総点検354ヶ所の内、点検不要16ヶ所、要経過観察280ヶ所、要点検59ヶ所である。

平成30年度までに、要点検59ヶ所の内、15ヶ所の法面補修が実施済みであり、今

年度以降も引き続き実施する予定である。

災害対策基金の 設置について

問 災害や断水が発生した際の応急措置並びに復旧復興に関する事業に要する経費、また、被災者への見舞金を充てるため、災害対策基金を設置しておくべきではないかと考えるが、見解を問う。

答 山口県市町総合事務組合災害基金や各種支援策で対応していく。

必要性は十分理解できるが財源確保の問題などがあり現時点では困難である。

提案

周防大島町空家等の適正管理に関する条例では、特定空家等の敷地内の立木竹の伐採については、町長が助言または指導、勧告、命令、公表、警察その他の機関に協力要請できると定められている。この条例を道路沿いにある危険な樹木にも適用できるように整備するのも一つの手段であると考ええる。